

京都教育大学研究生規程

平成16年 4月 1日 制定

平成27年 3月31日 最終改正

(趣 旨)

第1条 京都教育大学学則第44条第2項の規程に基づき、この規程を定める。

(入学資格)

第2条 研究生として本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学2年修了者又はこれと同等以上の学力があると認めた者
- 二 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教諭の普通免許状を有する者
- 三 研究分野において、相当の学力を有すると認めた者

(入学の時期)

第3条 研究生の入学の時期は、原則として前期又は後期の初めとする。

(入学の出願)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に定める書類を所定の検定料を添えて願出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 健康診断書
- 四 最終出身学校の卒業（修了）証明書又は、卒業（修了）見込証明書
- 五 最終出身学校の学業成績証明書
- 六 現に勤務している者は、所属長の推薦書（教員以外は承諾書）
- 七 その他本学が必要と認めた書類

(入学者の選考)

第5条 入学の選考については、別に定めるところにより行う。

(入学の許可)

第6条 入学の選考に合格した者は、本学が指定した期日までに別に定める書類を提出し所定の入学料を納付しなければならない。

2 入学の許可は、前項の手続きを行った者について、学長が行う。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、6月又は1年とする。

2 前項の規定にかかわらず現職教育のため任命権者の命により派遣された者、産業教育振興法及び理科教育振興法に基づく内地留学生（以下「内地留学生等」という。）並びに外国人留学生の研究期間については、特別の事由がある場合は、1年以上1年未満の月数とすることができる。

3 前2項に規定する期間を超えて研究の継続を希望する者は、1年を限度に許可を受けこの研究期間を延長することができる。

(授業の受講等)

第8条 研究生は、指導教員が必要と認めた場合は、授業担当教員の許可を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、単位の認定は行わない。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第9条 研究生に係る検定料、入学料及び授業料の額は別に定める。

(授業料の徴収)

第10条 研究生の授業料は、研究期間に応じ、6月分に相当する額（6月に満たない期間の場合は、その期間分に相当する額）を当該期間の当初の月に徴収する。ただし、翌年度分については、4月30日までに徴収する。

2 前項の規定する納付期間の終了までに授業料を納付しない者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

(授業料の免除)

第11条 内地留学生等に対する検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(既納の授業料等)

第12条 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる理由があっても返還しない。

(研究の修了)

第13条 研究生が研究を修了したときは、指導教員は教授会に研究の修了を報告しなければならない。

2 研究の修了を承認された者には、学長は本人の願い出に基づき研究修了証明書を交付することができる。

(退学)

第14条 研究生が本学の規則に違反したと認められる場合には、学長は、教授会の議を経て退学を命ずることができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究生についてなお必要な事項は、学部学生に関する諸規程の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。